

令和8年度 大和町放課後児童クラブのご案内



【令和8年度放課後児童クラブ申請受付期間】

令和7年12月1日～19日

※4月1日から利用を希望する場合の期限です。

※提出書類に不備のないようご注意ください。

不足書類がある場合は、受付できません。

【登録手続き・運営等に関するお問い合わせ先】

登録を希望する児童館等 (P.18をご覧ください。)

【制度全般・減免制度に関するお問い合わせ先】

〒981-3680 大和町吉岡まほろば一丁目1番地の1

大和町子ども家庭課 保育支援係

TEL: 022-345-7503 FAX: 022-345-7240

この冊子は1年間保存していただき、必要に応じてご確認ください。

～ もくじ ～

1. 放課後児童クラブの概要	
(1) 放課後児童クラブとは	・ P. 1
(2) 開館日及び開館時間について	・ P. 1
(3) 登録要件について	・ P. 1
(4) 利用期間について	・ P. 2
(5) 各放課後児童クラブの定員について	・ P. 2
(6) 申請書の提出先	・ P. 3
(7) 放課後児童クラブの開館日・利用時間・利用料について	・ P. 3
(8) 利用料の納付方法について	・ P. 4
2. 放課後児童クラブの利用申請について	
(1) 令和8年4月1日から利用を希望する場合	・ P. 6
(2) 年度途中から利用を希望する場合	・ P. 8
(3) 長期休業日のみの利用を希望する場合	・ P. 9
(4) 提出書類	・ P. 10
(5) 申請書記載上の注意事項	・ P. 11
(6) 延長利用について	・ P. 12
3. 登録の変更・休止・中止等について	
(1) 変更・休止・中止等の手続き	・ P. 13
(2) 利用休止の取扱い	・ P. 14
(3) 利用中止の取扱い	・ P. 14
(4) 登録放課後児童クラブの変更について	・ P. 14
(5) 各種届出書類について	・ P. 14
4. 放課後児童クラブの利用料減免について	
(1) 減免の内容・手続き	・ P. 15
5. その他	
(1) 児童館事業について	・ P. 16
(2) 保護者の協力について	・ P. 17
(3) 学童ICTシステムについて	・ P. 17
(4) 民間事業者が実施する放課後児童クラブ	・ P. 17
6. お問い合わせ先	
(1) 登録手続き・運営に関するお問い合わせ先	・ P. 18
(2) 制度全般・減免制度に関するお問い合わせ先	・ P. 18
7. 大和町病児・病後児保育施設のご案内	・ P. 19

1. 放課後児童クラブの概要

(1) 放課後児童クラブとは

放課後児童クラブ事業（放課後児童健全育成事業）は、保護者等が昼間仕事等で家庭にいない場合等（家庭内就労・疾病・介護等を含む）に、授業終了後等に施設を通じて遊びや生活の場を提供し、児童の健全な育成を図るために行います。

(2) 開館日及び開館時間について

放課後児童クラブの開館時間は次のとおりです。

開館日	開館時間
学校授業日	授業終了後から午後7時まで ※午後6時30分から延長利用となります。
土曜日	午前9時から午後5時まで（延長はありません。）
学校休業日 (長期休業期間等)	午前7時30分から午後7時まで ※午後6時30分から延長利用となります。

日曜日、祝日、年末年始（12月29日から1月3日まで）は除きます。

※地震や台風による自然災害や、感染症の流行等により、臨時的に閉館する場合があります。

※午後6時30分以降延長利用児童がいない場合は、時間を早めて閉館することがあります。

<延長利用>

- 午後6時30分以降も利用する場合は、延長利用の申請が必要となります。1度でも利用された場合は申請していただくこととなります。
- 年度途中で延長利用を開始又は中止される場合は、登録している放課後児童クラブへ「延長利用申請書」又は「延長利用中止届出書」の提出をお願いします。

(3) 登録要件について

次の①～③いずれにも該当する児童を対象とします。

また申請書類の内容が事実と異なることが判明した場合には、利用を中止していただく場合があります。

①大和町内の小学校に通学する1年生～4年生の児童で、次の基準を満たしている児童

（宮床・吉田・鶴巣・落合小学校については1年生～6年生）

- 下校後、自分で放課後児童クラブまで登館できること
- 放課後児童クラブでの集団生活が可能であること
- 意思疎通が図られること
- 放課後児童クラブの利用中に医療行為を必要としないこと
- 危険な行動の予防又は制御が可能であること
- 食事や排泄等、身辺自立ができること

※エピペンを常時携帯する等、個別配慮・援助が必要なお子さんは事前に施設の職員まで必ずお伝えください。

②保護者等（6歳未満の同居者含む）が次のいずれかの事由に該当すること

- ・就労のため、放課後等に家庭にいないこと（通年利用は原則午後1時以降に勤務が終わること）
- ・疾病又は負傷の状態又は、障がいがあること
- ・疾病又は負傷の状態又は、障がいがある親族等を常時介護していること
- ・大学、専門学校、職業訓練校等へ通学中であること
- ・出産予定日前6週間にあたる日から出産日後8週間に当たるまでの間であること

※双子以上の場合は出産予定日の前後14週間に当たるまでの間であること

※育児休業中はご利用できません。（P. 6を参照ください。）

③きょうだいの利用分を含め、保護者が放課後児童クラブ利用料金の滞納をしていないこと

※滞納がある場合、登録要件を満たしていないため、申請書類をお返しします。

滞納分を納めた上で再申請することは可能ですが、再度申請受理した日が受付日となります。

（4）利用期間について

令和8年4月1日～令和9年3月31日までの1年間としますが、次に該当する場合は利用期間が異なります。

保護者の要件	放課後児童クラブ利用期間
就労の場合 (有期雇用の方)	就労開始日の属する月の初日から就労終了日まで
疾病・負傷の場合 (期間の記載がある場合)	診断書等に記載のある期間の初日が属する月の初日から 期間の末日が属する月末まで
産前産後期間中の場合	出産予定日6週間にあたる日の属する月の初日から 出産日後8週間が経過する日の属する月末まで
大学・専門学校・職業訓練学校等に在学中の場合	在学開始日の属する月の初日から在学期間の末日が属する月末まで

※利用期間終了後、求職活動を行う場合は「利用休止届出書」及び「求職活動状況申立書」を放課後児童クラブへ提出してください。

（詳しくはP. 14「（2）利用休止の取扱い」をご参照ください。）

（5）各放課後児童クラブの定員について

各放課後児童クラブでは定員を定めています。

申請者数が定員を超えた場合は待機となる場合がありますので予めご了承ください。

放課後児童クラブ名	定員	放課後児童クラブ名	定員
吉岡児童館放課後児童クラブ	80名	宮床児童館放課後児童クラブ	40名
よしおか放課後児童クラブ	105名	吉田児童館放課後児童クラブ	40名
もみじヶ丘児童館放課後児童クラブ	80名	鶴巣児童館放課後児童クラブ	40名
杜の丘児童館放課後児童クラブ	110名	落合児童館放課後児童クラブ	40名

(6) 申請書の提出先

申請書は利用を希望する放課後児童クラブへ直接提出してください。

区分	注意事項
新規利用	保護者と利用するお子さんと一緒に提出に来てください。 提出書類の確認やお子さんとの面談を行います。(30分程度)
同一施設 継続利用	提出書類を確認します。(20分程度) お子さんとの来館は不要です。

※提出書類の確認を行いますので必ず提出先の施設へ予約の上、お越しください。

各施設の連絡先は、P. 18 「お問い合わせ先」をご参照ください。

(7) 放課後児童クラブの開館日・利用時間・利用料について

①放課後児童クラブの開館日・利用時間・利用料

利用区分	利用時間		利用料 (児童1人当たり)
通年利用	学校授業日	放課後～午後6時30分	月額3,000円
	学校休業日	午前7時30分～午後6時30分 (土曜日 午前9時～午後5時)	
	延長 (土曜除く)	午後6時30分～午後7時	月額1,000円
長期休業期間 のみの利用	学年始休業	午前7時30分～午後6時30分 (土曜日 午前9時～午後5時)	休業期間ごと1,000円
	夏季休業		休業期間ごと3,000円
	冬季休業		休業期間ごと2,000円
	学年末休業		休業期間ごと1,000円
	延長 (土曜除く)	午後6時30分～午後7時	休業期間ごと1,000円

②土曜日合同保育について

宮床・吉田・鶴巣・落合児童館の土曜日開館は、東部地区・西部地区ごとに合同で開館します。

利用の際は開館場所へ保護者による送迎をお願いします。

※利用を希望する場合は、通常利用施設から説明しますので、施設職員へお問い合わせください。

地区	通常利用施設	土曜日保育施設
西部地区	宮床児童館	宮床児童館
	吉田児童館	
東部地区	鶴巣児童館	鶴巣児童館
	落合児童館	

(8) 利用料の納付方法について

①口座振替について

- 原則口座振替による納付をお願いします。申請方法については下記のとおりです。

申請方法	WEB からの申請	大和町口座振替依頼書・自動払込利用申込書からの申請
申請先	<p>WEB 口座振替受付 サービスの開始について</p> <p>こちらから申請可能⇒</p>  <p>https://www.town.taiwa.miyagi.jp/soshiki/zeimu/choshutaisaku/3320.html</p>	利用したい取扱金融機関窓口
必要書類	①預金通帳やキャッシュカードなどの金融機関名・支店名・口座番号が確認できるもの	①大和町口座振替依頼書・自動払込利用申込書 ②預金通帳 ③届出印
取扱金融機関	七十七銀行 仙台銀行 古川信用組合 新みやぎ農業協同組合 ゆうちょ銀行	七十七銀行 仙台銀行 古川信用組合 新みやぎ農業協同組合 ゆうちょ銀行
預金の種類	普通（総合）預金・当座預金	普通（総合）預金・当座預金
振替日	各納付月の末日 (土・日・祝日・年末年始の場合は、その翌営業日)	各納付月の末日 (土・日・祝日・年末年始の場合は、その翌営業日)
振替開始日	申請月の翌月以降の納付月分から	申請月の翌月以降の納付月分から

※4月利用開始の方は3月末までにご提出ください。

※利用決定通知を送付する際に、口座振替手続きの案内を送付します。

<留意事項>

- 口座振替の手続きがお済みであっても、事務手続きの関係上1～2か月程度納付書でお支払い頂くことがありますので、あらかじめご了承ください。
- 口座名義は放課後児童クラブ利用申請書に記載した申請者と必ず同一にしてください。
- 令和7年度までに放課後児童クラブ利用料の口座振替申請がお済みの場合、令和8年度も引き続き口座振替での納付となります。
- 大和町内の保育所へ入所していた児童で保育料等の口座振替登録をされている方であっても、放課後児童クラブを利用する場合は、新たにWEBから申請していただくか、金融機関へ「大和町口座振替依頼書・自動払込利用申込書」の提出が必要となります。
- 振替口座を変更したい場合は、新たにWEBから申請していただくか、金融機関へ「大和町口座振替依頼書・自動払込利用申込書」の提出が必要となります。

また、振替口座を解約したい場合は、WEB から解約することができませんので、新たに金融機関へ「大和町口座振替依頼書・自動払込利用申込書」の提出が必要になります。ゆうちょ銀行を解約する場合は、金融機関での手続きが必要となります。

②納付書について

- ・口座振替登録していない方については納付書を同封します。
- ・コンビニで納付することは出来ませんのでご注意ください。

③納付方法について

区分	口 座 振 替	納 付 書
支払期日	毎月月末に口座振替 (土・日・祝日の場合は翌営業日)	毎月月末 ※長期休業期間利用の場合、休業期間終了 日の属する月の月末 (土・日・祝日の場合は直後の平日)
支払場所	・指定金融機関の口座 (七十七銀行、仙台銀行、ゆうちょ銀行、古 川信用組合、新みやぎ農協)	・指定金融機関窓口 (七十七銀行、仙台銀行、ゆうちょ銀行、古 川信用組合、新みやぎ農協) ・大和町役場会計課、杜の丘出張所

④利用料の還付について

- ・納付書払いの方は複数月分を一括して納めることができますが、一旦納めた利用料は原則返還できません。ただし、利用中止した月以降の利用料を先に納めている場合は返還いたします。
- ・月の途中に退所した場合、日割り計算による返還・減額はありません。

2. 放課後児童クラブの利用申請について

(1) 令和8年4月1日から利用を希望する場合

	第1回利用調整	第2回利用調整
配付期間	・各放課後児童クラブにて、令和7年11月4日より申請書配付 ・町ホームページでもダウンロードできます。	
受付期間	令和7年12月1日～ 令和7年12月19日	令和8年2月10日～ 令和8年3月10日
調整の対象者	上記期間に申請があった方	第1回利用調整で待機となった方及び 上記期間に申請があった方
調整枠	受入可能枠の全て	<u>第1回利用調整後の残りの新規受け入れ可能枠及び第1回利用調整の辞退枠</u>
配付・受付場所	・申請書は各放課後児童クラブで配付、又は町ホームページよりダウンロードできます。受付場所は令和8年度に利用を希望する施設です。 (令和7年度に放課後児童クラブを利用している方で、令和8年度は別施設の利用を希望する場合は、令和8年度に利用したい施設へ申請してください。) ・各施設の所在地等は、P. 18 「お問い合わせ先」をご参照ください。	
配付時間 受付時間 (<u>土曜日</u> ・日曜日・祝日を除く)	平日：午前10時から午後6時30分まで (吉田・鶴巣・落合児童館は午後5時まで) ※配付・受付ともに時間を過ぎる場合は児童館へ電話連絡をお願いします。	
決定通知	令和8年2月上旬	令和8年3月中旬～下旬

<留意事項>

- ・継続利用の方についても、年度ごとに申請が必要となります。
- ・申請者多数の場合は、待機となる場合がありますので予めご了承ください。
- ・利用調整は保護者の保育の必要性を点数化し、優先度の高い方から利用決定をします。
- ・申請の時点で保護者が求職中の場合、受付出来ません。就労が決定（内定）してから申請してください。

<育児休業期間利用者について>

育児休業中の方は放課後児童クラブを利用することは出来ません。児童館の自由来館（詳しくはP. 16参照）をご利用ください。

育児休業を終了し、復職することを前提で利用申請することができます。（詳しくはP. 8参照）

<申請後・利用決定後に辞退する場合や申請内容を変更・申請を取下げする場合>

「放課後児童クラブ利用辞退届」もしくは「放課後児童クラブ申請内容変更届」が必要です。詳しくはP. 13 「3. 登録の変更・休止・中止」をご参照ください

令和8年度4月1日から利用の方向け 申請から利用決定、利用開始までの流れ

1. 申請書等の配付（令和7年11月4日～）

児童館・児童クラブにおいて、児童クラブ申請書等、申請に必要な書類を配付します。
また、町ホームページからダウンロードすることもできます。

登録申請

2. 申請受付（令和7年12月1日～令和7年12月19日）

利用希望する児童クラブにおいて受付します。必要書類を利用希望施設へご持参ください。

（必要書類についてはP.10「(4) 提出書類」をご参照ください。）

受付時、登録に関する要件等を確認させて頂きます。

定員の空き状況等により3月10日までの申請で、4月1日からの利用が可能となる場合があります。期日を過ぎますと4月1日からの利用はできませんのでご留意ください。

※申請書提出の際は施設へ電話連絡で予約の上、お越しください。

〈定員超過していない場合〉

3. 登録決定（2月）

子ども家庭課で過去の利用料の納付状況を確認・審査後に登録を決定し、利用決定書類一式を送付します。

4. 待機になった場合

定員超過により登録できない場合、待機となります。
定員に空きが生じ次第、優先度の高い順に従い順次ご連絡します。

5. 書類提出

利用決定通知同封書類を利用児童クラブへ提出してください。

誓約書・お迎え登録届出書・緊急時対応カード
月利用予定表（吉田、鶴巣、落合児童館）

※定員に空きが
生じた場合



6. 口座振替依頼書の受付

WEBもしくは大和町指定金融機関にて受付します。

3月末までにWEBより申込、もしくは金融機関へご提出ください。

（手続きの詳細はP.4「(8) 利用料の納付方法について」）をご参照ください。

7. 利用料減免申請の受付

※該当する場合のみ提出してください。

（P.15「4. 放課後児童クラブ利用料の減免」をご参照ください。）

4月からご利用開始

2月
3月

(2) 年度途中から利用を希望する場合 (原則毎月 1 日利用開始)

4月1日以降、年度の途中から通年利用したい方は次のとおり受付けます。

期間・時期	
申請書等 配付期間	・各放課後児童クラブにて随時配付 ・町ホームページでも掲載
申請受付期間	・利用希望月の2か月前から前月10日まで(休館日の場合は直前の平日まで) ・詳細は下記(年度途中の申請期間・利用開始日)をご確認ください。 ※定員に空きがない場合は、待機となりますので、あらかじめご了承ください。
申請書等 配付・受付場所	・申請書は各放課後児童クラブで配付、または町ホームページよりダウンロードできます。 ・受付場所は利用を希望する施設です。
申請書等 配付時間・受付 時間 (<u>土曜日</u> ・日曜日・ 祝日を除く)	平日:午前10時から午後6時30分まで (吉田・鶴巣・落合児童館は午後5時まで) ※配付・受付ともに時間を過ぎる場合は児童館へ電話連絡をお願いします。
決定通知	利用開始希望月の前月20日頃までに決定通知を発送予定です。

(年度途中の申請期間・利用開始日)

申請期間	利用開始日	申請期間	利用開始日	申請期間	利用開始日
3月11日～ 4月10日	5月1日	7月13日～ 8月10日	9月1日	11月11日～ 12月10日	1月4日
4月13日～ 5月8日	6月1日	8月12日～ 9月10日	10月1日	12月11日～ 1月8日	2月1日
5月11日～ 6月10日	7月1日	9月11日～ 10月9日	11月2日	1月12日～ 2月10日	3月1日
6月11日～ 7月10日	8月1日	10月13日～ 11月10日	12月1日		

※利用できる時間・曜日は通年利用と同じです。

<育児休業から復職する場合>

育児休業を終了し、復職することを前提での利用申請となります。育児休業を終了する日の属する月の初日から利用できます。

例) 6月20日職場復帰の場合、6月1日から放課後児童クラブを利用開始できます。

その場合、4月13日～5月8日までの申請が必要になります。

(3) 長期休業期間のみの利用を希望する場合

長期休業期間のみ利用希望する方について、次のとおり受付します。

①申請受付・利用期間等

長期休業期間	受付期間	利用可能期間 (日曜日・祝日を除く)	決定通知
学年始休業日	令和8年1月26日～ 令和8年2月13日	令和8年4月1日～ 令和8年4月7日	3月10日頃
夏季休業日	令和8年5月26日～ 令和8年6月12日	令和8年7月22日～ 令和8年8月25日	7月10日頃
冬季休業日	令和8年10月27日～ 令和8年11月17日	令和8年12月24日～ 令和9年1月7日	12月10日頃
学年末休業日	令和9年1月26日～ 令和9年2月12日	令和9年3月25日～ 令和9年3月31日	3月10日頃

※配付・受付時間は「年度途中から利用を希望する場合」と同じです。(P. 8をご参照ください。)

※利用できる時間・曜日は通年利用と同じです。(P. 3をご参照ください。)

※申請書の配付・受付場所についてはP. 18「お問い合わせ先」をご参照ください。

※通年利用者の登録状況により、定員に空きがない場合利用できないことがあります。

②利用料の支払い

長期休業期間	利用料	納期限	納付方法
学年始休業日	通常時間：1,000円 延長時間：1,000円	4月末日	
夏季休業日	通常時間：3,000円 延長時間：1,000円	8月末日	口座振替又は、納付書 (P. 4 参照)
冬季休業日	通常時間：2,000円 延長時間：1,000円	1月末日	
学年末休業日	通常時間：1,000円 延長時間：1,000円	3月末日	

※納付可能な場所はP. 4「③納付方法について」をご参照ください。

(4) 提出書類

放課後児童クラブの申請に必要な書類は下記のとおりです。書類が不足する場合は受付出来ません。

①放課後児童クラブ利用申請書	※次ページの注意事項を必ずご確認ください。
②家庭状況等調査届出書	
③留守家庭等を証明する書類	
保護者が会社・自営業等で就労（内定）している場合	<ul style="list-style-type: none"> 就労証明書（自営業も含む） (自営業の場合いずれかの写し1点) 直近3か月の事業収入が確認できる帳簿の写し 利用希望月の直近6か月以内の請求書や納品書、請負契約書など実態が確認できるもの
保護者が疾病又は負傷の状態にある場合	<ul style="list-style-type: none"> 留守家庭であることの申告書 診断書、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、障害年金の受給が確認できるいずれかの写し1点
保護者が疾病等のある親族を常時介護している場合	<ul style="list-style-type: none"> 留守家庭であることの申告書 診断書、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、介護保険被保険証のいずれかの写し1点
母が産前産後休暇中である場合（育児休業中は対象外）	<ul style="list-style-type: none"> 留守家庭であることの申告書 就労証明書 母子手帳の写し（保護者氏名・出産予定日が記載されている部分）
保護者が大学や専門学校、職業訓練校等へ通学している場合	<ul style="list-style-type: none"> 留守家庭であることの申告書 学校等の在籍証明書 時間割やカリキュラムがわかる書類
その他保護者が家庭にいない特別な理由がある場合	<ul style="list-style-type: none"> 理由が確認できる書類
<p>※③は保護者及び同居の親族全員分必要になります（高校生をのぞく18歳以上65歳未満の祖父母等） (住民票上、世帯分離をしていても同じ住所の場合は同居として取り扱います。)</p>	
-----以下、該当する場合にのみ提出してください-----	
④保護者がひとり親世帯である場合	
・児童の戸籍謄本、児童扶養手当証書、大和町母子・父子医療費助成受給者証のいずれかの写し1点	
⑤大和町に転入する前に申請する方	
・住宅購入契約書等の写し又は住居賃貸借契約書の写し、または同居予定申立書	
<p>※住宅購入や住居賃貸をせず、転入する場合（実家へ転入等）、同居予定申立書を提出してください。</p>	

※③・④・⑤はきょうだいで申請をする場合、1人目を原本とし、2人目以降は写しでも結構です。

(5) 申請書記載上の注意事項（重要）

放課後児童クラブ利用申請書を記載する際は以下のとおりお願いします。

- ◎ 利用予定日数が少ないことを理由として待機になることはありません。
- ◎ 主な利用予定曜日に○(マル)印を記入してください。

様式第1号(第4条関係)

大和町放課後児童クラブ利用申請書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

同居している方全員を記載してください。
欄が足りない場合は各施設から追加の用紙
をもらってください。

保護者 〒

住所

氏名

電話

したいので、関係書類を添えて下記のとおり申請いたします。

ふりがな				生年月日	平成 令和	年 月 日	性別	男・女	
児童氏名									
学校名	小学校			(新) 学年 年					
家族構成	氏名	児童との 続柄	年齢	性別	勤務先または学校・学年		勤務先電話番号		
			歳	男・女					
			歳	男・女					
			歳	男・女					
			歳	男・女					
			歳	男・女					
利用予定 (該当する 項目に○)	利用期間	通年利用			学年始休業日のみ		夏季休業日のみ		
		冬季休業日のみ			学年末休業日のみ				
利用予定 (該当する 項目に○)	利用予定日	月	火	水	木	金	土	不 定	
								週 日	
利用時間等	①平 日 (放課後)								
	②長期休業日 (時)								
入会を希望する理 由	1 父母、同居の祖父母が就業する。 2 父母、同居の祖父母が疾病等のため就業する。 3 家庭内に介護（看護）を必要とする者がおり子どもを見ることができない。 4 その他 ()								
該当する番号を ○で囲む									
利用希望クラブ	第1希望	児童クラブ名 ()			放課後児童クラブ				
	第2希望	児童クラブ名 ()			放課後児童クラブ				
	①児童との関係性 :				電話番号	()			
					電話番号	()			
					電話番号	()			
<p>第2希望まで記載できます。記載がある 施設でのみ利用調整を行います。</p>									

※緊急連絡先は、連絡がつく優先順に記入願います。(例:母勤務先〇〇会社など)

※ここで得られた情報は、目的以外には使用いたしません。

※利用希望があるクラブのみ 利用調整を行います。

申込書受理月日

年 月 日

利用予定について

- ・利用予定日数を基に登録児童数を決定するため、実際に利用する曜日・日数を記載していたことで、より多くの児童クラブを必要とする方に利用していただけます。
- ・主に利用する日に変更が生じる場合や、記載した曜日以外の日 又は 日数以上の日数を1か月以上利用する場合は、「放課後児童クラブ登録事項変更届」をご提出願います。(施設職員へお申出ください。)

(6) 延長利用について

延長利用を希望する方は、放課後児童クラブの利用申請時に併せて「放課後児童クラブ延長利用申請書」を放課後児童クラブへ提出してください。

年度途中など、利用申請と別に延長申請をする場合は、下記表の申請期限までに提出してください。

①申請について

利用区分	期間	延長時間	申請期限	
通年利用	1か月単位	午後6時30分～午後7時	前月20日まで	
学年始休業日のみ	各休業期間単位		利用申請と同日 (P. 8参照)	
夏季休業日のみ				
冬季休業日のみ				
学年末休業日のみ				

※1年を通して延長利用する場合は、一度の申請で複数月分まとめて申請することができます。

②利用料金について

利用区分	延長利用料	納期限	備考
通年利用	月額1,000円	利用月の月末	通常利用料と一緒に請求となります。
学年始休業日のみ	各休業期間につき 1,000円	4月末	
夏季休業日のみ		8月末	
冬季休業日のみ		1月末	
学年末休業日のみ		3月末	

※延長申請がない状態で延長利用が確認された場合は月途中でも1か月分延長利用料が発生します。

※通年利用者の延長利用料は、通常利用料と同じく各月末が納期限となります。

長期休業のみ利用者は休業期間ごとの納付となります。

※中止する場合は、前月末日までに必ず「放課後児童クラブ延長利用中止届」を利用中の放課後児童クラブへ提出してください。

※利用開始以降、月の途中で中止する場合でも利用料は1か月分発生し、遡って中止とすることは出来ません。

※延長申請をする場合は、申請書の写しを取るなどし、申請誤りのないようご確認ください。

3. 登録の変更・休止・中止等について

(1) 変更・休止・中止等の手続き

申請中や利用決定後に変更が生じた場合は、利用されている放課後児童クラブへすみやかに届出をしてください。(用紙は各施設・町ホームページからダウンロードできます。)

変更内容	必要書類	提出期限
勤務状況の変更があった場合 (転職・勤務地・勤務時間変更等)	・放課後児童クラブ登録事項変更届出書 ・新しい就労証明書 ・留守家庭であることの申告書	変更となってからすみやかに
住所や連絡先の変更等、 世帯状況の変更がある場合		
利用予定曜日・日数を変更する場合 (すでに放課後児童クラブへ在籍していて、1か月以上変更がある場合)	・放課後児童クラブ登録事項変更届出書	変更となってからすみやかに
児童の入院・疾病・怪我等により 1か月以上休む場合	・放課後児童クラブ利用休止届出書 ・求職活動状況申立書 (求職活動をする場合のみ) ※休止中も利用料は発生します。	休止する月の前月末日まで
既に放課後児童クラブへ在籍していて、 仕事を辞めた等の理由により、求職活動 をする場合		
大和町外へ転出する場合	・放課後児童クラブ利用中止届出書	事由が発生後すみやかに
利用する必要がなくなった場合		
延長利用したい場合	・放課後児童クラブ延長利用申請書	変更する月の前月20日まで
延長利用を中止する場合	・放課後児童クラブ延長利用中止届出書	中止する月の前月末まで
利用料の減免申請事由が消滅した場合 (修正申告や生保廃止等)	・放課後児童クラブ利用料減免理由消滅届 ※提出のあった日の属する月分から利用料が 変更となります。	事由が消滅後すみやかに
利用決定後、利用開始前に決定を辞退 したい場合	・放課後児童クラブ利用辞退届	事由が発生後すみやかに
申請後、利用決定前に申請を取り下げた い場合	・放課後児童クラブ利用申請取消届 ※利用決定後は辞退届を提出してください。	事由が発生後すみやかに
申請後、利用決定前に希望クラブを変 更したい場合	・放課後児童クラブ申請内容変更届 ※利用決定後のクラブ変更は一旦退会後、再度新規申請となります。	事由が発生後すみやかに
利用中に産前産後休暇となった場合	・留守家庭であることの申告書 ※休暇後、育児休業へ移行したときは利用中止となります。	事由が発生後すみやかに

(2) 利用休止の取扱い（在籍したままお休みする場合）

- ・利用休止中も籍は残しておくことが出来ますが、利用料が発生しますので、ご注意ください。
- ・保護者の離職等により、登録要件を満たさない場合は原則利用中止となります。求職活動を行う場合は「放課後児童クラブ利用休止届出書」及び「求職活動状況申立書」を提出して頂くことで、最大3か月を限度に在籍することができます。

再度就職等で登録要件を満たすこととなった場合は、新しい就労証明書等を登録放課後児童クラブへ提出することで利用を再開することができます。

- ・利用休止中でも児童館の自由来館を利用することができます。
- ・児童館の自由来館は午後5時まで（11月～2月は午後4時30分まで）の利用となります。



(3) 利用中止の取扱い（放課後児童クラブから退所する場合）

- ・休止届を提出せずに1か月以上利用がない場合は利用中止とします。
- ・利用中止後、再度利用したい場合は新規申請が必要となります。
- ・利用中止をする場合、「放課後児童クラブ利用中止届出書」を登録放課後児童クラブへ提出してください。

※中止希望月を過ぎてから届出した場合、利用料が発生します。

注) 中止希望月8月 ⇒ 中止届の提出が8月31日の場合、利用料は8月分まで
中止希望月8月 ⇒ 中止届の提出が9月1日の場合、利用料は9月分まで



(4) 登録放課後児童クラブの変更

・放課後児童クラブ利用中の方が年度途中に別の放課後児童クラブへ変更を希望する場合は、現在利用中の放課後児童クラブの「放課後児童クラブ利用中止届」を提出してから、再度放課後児童クラブ申請書を利用希望する放課後児童クラブへ提出してください。

※「放課後児童クラブ利用中止届」を提出していれば、元々利用している放課後児童クラブに在籍したまま、利用申請を提出することができます。また、新たに利用希望した放課後児童クラブが利用定員に達した等の理由で利用不許可となった場合、元々利用していた放課後児童クラブに戻るためには、再度申請が必要となるためご注意ください。

例) 7月31日付で現在利用中の放課後児童クラブを利用中止する旨を記載の中止届の提出 ⇒
8月1日より利用開始の申請をすることが可能となります。

(5) 各種届出書類について

・各種書類は放課後児童クラブで配付しておりますので、必要な方は職員にお申し出ください。
吉岡児童館、よしおか放課後児童クラブ、もみじヶ丘児童館、杜の丘児童館をご利用の方は、学童ICTシステム「コドモン」より各届出書類をダウンロードできますのでご活用ください。

閲覧方法 コドモン ①「ログイン」 → ②「その他」 → ③「資料室」 → ④「絞り込み」 →
⑤カテゴリ「大和町放課後児童クラブ届出関係」絞り込み →
⑥「大和町放課後児童クラブ届出関係①②③④」

4. 放課後児童クラブの利用料減免について

(1) 減免の内容・手続き

世帯の収入状況により、利用料の減免制度を設けています。

減免の適用は申請を受けた期間に限り有効です。

※減免を希望する場合は、利用料減免申請書と下記記載の添付書類を添えて、利用している放課後児童クラブ、または子ども家庭課へ提出してください。

※減免申請書は各放課後児童クラブ、または子ども家庭課で配付します。

区分	減免の対象となる世帯	減免額	減免期間	添付書類
1	生活保護受給者世帯	全額	申請から年度末まで	生活保護受給証の写し
2	町民税非課税世帯 (同居の家族全員が町民税非課税の世帯)	半額	4月～6月分 (学年始休業日のみ利用含む)	同居者全員分の 令和7年度非課税証明書 (令和7年1月1日大和町に住民登録が無い方のみ)
			7月～3月分 (夏季・冬季・学年末休業日含む)	同居者全員分の 令和8年度非課税証明書 (令和8年1月1日大和町に住民登録が無い方のみ)
3	きょうだいで利用する世帯 (同じ保護者に係る利用児童が複数いる場合)	利用児童 2人目以降 半額	きょうだいで利用する月(最長で年度末)まで	保護者の申請不要

※減免は減免事由が発生する月から適用となります。

※減免期間毎の申請が必要となりますので、非課税世帯の方は年度内に2回申請する必要があります。

※きょうだいで利用している場合は、「放課後児童クラブ利用料減免申請書」に添付する書類は1部を原本とし、2人目以降は写しで構いません。(申請書はそれぞれ作成してください。)

※減免理由が消滅した場合は、「放課後児童クラブ利用料減免理由消滅届」を利用している放課後児童クラブ、または子ども家庭課へご提出ください。減免事由が消滅した日の属する月の翌月分(消滅日が月の初日の場合には、当月分)から利用料変更となります。

※長期休業期間申請によりきょうだいの利用料が減免になる場合があります。利用料変更通知と併せて金額変更した納付書を送付しますので、納付書でお支払いの場合は誤納にお気を付けてください。

5. その他

(1) 児童館事業について（小学生向け）

よしおか放課後児童クラブを除く 7 児童館では、放課後児童クラブ事業のほか、児童館として次の事業を行っています。（よしおか放課後児童クラブは、放課後児童クラブ事業のみ行っています。）

児童館は子どもたちの遊びの場所です。

放課後児童クラブに登録していない方も、児童館の自由来館は登録不要・無料で利用することが出来ます。パートタイムなど、短時間勤務の方は、無料で利用できる自由来館もご検討ください。

●自由来館開館時間	午前9時～正午 午後1時～午後5時
※冬季期間【11月～2月】	午前9時～正午 午後1時～午後4時30分
※自由来館利用者は児童館行事を除き、児童館内で昼食をとるといった、水分補給以外の飲食が出来ませんので、ご了承ください。	
※学校授業日は、自宅へ一旦帰宅してから児童館へ来館してください。	
※来館中の緊急時の際の連絡先として「緊急時対応カード」にご記入いただきます。	

区分	自由来館	ランドセル登館 (学校登校日のみ)
実施施設	町内7児童館全て	宮床・吉田・鶴巣・落合 4児童館
登録の有無	無	有 (各児童館へ登録届出)
対象学年	小学1～6年生 (18歳未満の児童全て)	小学1～6年生
休業日	土・日・祝日・年末年始	土・日・祝日・年末年始
利用条件	無	通学距離が1km以上、または特別な事情がある場合
利用料	無料	無料
利用時間	午前9時から午後5時まで (冬季 午後4時30分まで) ※正午～午後1時は除く	放課後から午後5時まで(休校日は自由来館扱い)

(2) 保護者の協力について

・子どもたちが児童館でどんな活動を楽しみ、どんな様子で過ごしているのかをご理解いただきながら、放課後児童クラブや児童館事業でのお手伝いをお願いしています。

・保護者の方がお休みや放課後等に在宅の日は、お子さんと過ごす時間を大切にしてください。

(3) 学童 ICT システムについて

次の施設では利用児童の入退室管理や保護者連絡を行うため学童 ICT システムを導入しています。放課後児童クラブ利用の際はスマートフォンアプリの登録が必要になるため、あらかじめご承知ください。

学童 ICT システム導入施設

吉岡児童館・よしおか放課後児童クラブ・もみじヶ丘児童館・杜の丘児童館

(4) 民間事業者が実施する放課後児童クラブ

放課後児童クラブ名	所在地・電話番号		
みやの森キッズクラブ (みやの森こども園内)	所在地：大和町宮床松倉字91番地 電話番号：022-346-2329		
対象学年	定員	利用時間	
吉岡小学校の1年生～4年生	70名	・月曜～金曜 放課後～19:15 ・長期・学校休業日 7:15～19:15 ・土曜 7:15～18:15	
利用料			
通年利用	月額4,000円 (第2子以降半額 2,000円)	学年始休業	休業期間 1,000円
バス維持費	月額1,000円	夏季休業	休業期間 3,000円
施設協力費	月額1,500円	冬季休業	休業期間 2,000円
暖房費	月額1,000円 ※冬季期間11月～3月	学年末休業	休業期間 1,000円
手作りおやつ代	日額90円	長期休業期間中給食・おやつ代	日額430円
備考			
○学校授業日は下校時、吉岡小学校までバスでお迎えに行きます。 ○こども園を卒園した児童以外の受入も可能です。			
申請書配付	受付期間		
令和7年11月4日～	令和7年12月1日～令和7年12月19日		

※運営・申請受付・利用決定等は全てみやの森こども園が行います。

※施設・事業内容の詳細・利用申請等については、みやの森こども園に直接お問い合わせください。

6. お問い合わせ先

(1) 登録手続き・運営に関するお問い合わせ先

各児童館・放課後児童クラブ

施設名称	所在地	連絡先	運営先
吉岡児童館	大和町吉岡字館下88番地	022-345 -4065	社会福祉法人 遊創の森
よしおか放課後 児童クラブ	大和町吉岡字権現堂12番地	022-725 -8332	
吉田児童館	大和町吉田字仁和多利16番地	022-345 -3009	大和町(町営)
鶴巣児童館	大和町鶴巣北目大崎字塚64番 地	022-343 -2138	
落合児童館	大和町落合相川字長者原32番 地	022-345 -4058	
宮床児童館	大和町宮床字四辻85番地の6	022-346 -2059	
もみじヶ丘児童館	大和町もみじヶ丘三丁目32番 地の2	022-358 -0616	シダックス大新東 ヒューマン サービス株式会社
杜の丘児童館	大和町杜の丘一丁目13番地	022-341 -7156	
みやの森キッズクラブ (みやの森こども園)	大和町宮床字松倉91番地	022-346 -2329	学校法人たちばな学園

※運営先は令和7年10月1日現在の情報です。

(2) 制度全般・減免制度に関するお問い合わせ先

大和町吉岡まほろば一丁目1番地の1

大和町役場 子ども家庭課 保育支援係

TEL: 022-345-7503 FAX: 022-345-7240

7. 大和町病児・病後児保育施設のご案内

お子さんが病気中または病気の回復期であって、安静が必要なときや集団保育ができないときに、各施設でお預かりします。詳しくは各施設にお問い合わせください。

名 称	住 所	対象児童	利用料
大和町病後児保育室 (TEL:344-7505)	大和町吉田字北谷地1番地の1 (公立黒川病院駐車場内)	1歳～小学6年生までで、病気の回復期にあるお子さん	1日2,000円
宮城県済生会 こどもケアルーム (TEL:351-5120)	富谷市成田八丁目4番地6 (宮城県済生会みやぎ乳児院内)	生後6か月～小学6年生までで、病気中または病気の回復期にあるお子さん	1日2,000円

○利用方法

- ①事前登録（感染症対策のため、必ず事前に電話連絡の上お越しください。）
 - ・「病児・病後児保育施設利用登録届」を利用したい施設に提出してください。
 - ・お子さんの個人番号（マイナンバー）カードまたは資格確認書、乳幼児医療費助成受給者証および母子健康手帳をお持ちください。
 - ・施設ではお子さんの既往歴等を伺います。
- ②かかりつけ医の診察・空き状況の確認
 - ・かかりつけ医で診察を受け、お子さんの病状を記載した「病児・病後児保育施設利用連絡票」の作成をしてもらいます。
 - ・利用したい施設へ電話をして空き状況をご確認ください。
- ③利用するとき
 - ・「利用申請書」を記入して、かかりつけ医からの「病児・病後児保育施設利用連絡票」を利用する施設へ提出してください。
 - ・利用料金（1日あたり2,000円）をお支払いください。

※原則として、前日までに申請をしてください。

○注意事項

- ・お子さんの症状によっては、利用をお断りすることもあります。
- ・申請書等については大和町のホームページからダウンロードすることができます。
また、各施設にも備えております。
- ・事前登録の際に、お子さんの既往歴や予防接種歴等を確認する時間をいただきますので、利用を検討している方は、いざという時に備えてお時間のある時に事前の登録をおすすめいたします。詳しくは施設までお問い合わせください。
- ・利用申請をキャンセルする場合は、速やかに利用する施設までご連絡ください。

